

ライセンス制度に関するQ & A

(2023 年 10 月改訂版)

一般財団法人全日本野球協会

アマチュア野球規則委員会

目 次

- 【Q 1】 ライセンス制度を策定した背景は、どのようなことですか。・・・ 4
- 【Q 2】 ライセンス制度の検討経過を教えてください。
- 【Q 3】 アマチュア野球審判員の高齢化が進んでいることや、人材の確保が困難であるということは、本当ですか。・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 【Q 4】 ライセンス制度を実施することにより、「高齢化」や「人材確保が困難」という問題は解決するのでしょうか。・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 【Q 5】 ライセンス制度の目的を教えてください。(第 2 条第 1 項)
- 【Q 6】 アマチュア野球の審判員は、ボランティアです。ボランティアにライセンスによる「階級」をつけることは、なじまないと考えます。
- 【Q 7】 全日本軟式野球連盟は独自の審判員の資格制度を持っていますが、この取り扱いはどうなるのでしょうか。(第 2 条第 2 項)・・・・・・ 7
- 【Q 8】 ライセンス制度における「ライセンス」の種別は、いくつに分かれていますか。(第 4 条第 1 項)
- 【Q 9】 各ライセンスに年齢制限はありますか。(第 4 条第 1 項～第 5 項)
- 【Q10】 各ライセンスの出場可能な試合を教えてください。(第 5 条第 1 項～第 4 項)
- 【Q11】 年齢制限の規定を詳しく教えてください。(第 4 条第 6 項および第 5 条第 6 項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 【Q12】 全国大会と 1 級審判員の関係(全国大会に出場できるのは 55 歳以下の 1 級審判員)は、決定でしょうか。(第 5 条第 2 項)
- 【Q13】 1 級審判員の資格を持ち、かつ 55 歳以下でないと、全ての全国大会に出場できないことになるのでしょうか。(第 5 条第 2 項、附則 7)
- 【Q14】 ライセンスを取得した審判員は、その審判員が所属している団体(A)と異なる団体(B)が主催する大会に、出場することができますか。(第 5 条第 5 項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 【Q15】 各ライセンスの認定要件や認定者などを教えてください。(第 6 条第 1 項～第 4 項)
- 【Q16】 1 級の認定講習を受けるためには 2 級審判員になってから 2 か年度、同様に 2 級の認定講習を受けるためには 3 級審判員になってから 2 か年度の期間が必要とのことですが、この規定を詳しく教えてください。(第 6 条第 2 項・第 3 項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 【Q17】 各ライセンスの認定講習について教えてください。(第 7 条)
- 【Q18】 公認審判員証の作成および交付は、どの組織が行いますか。
(第 8 条)・・・・ 11
- 【Q19】 公認審判員の名簿を作成するとのことですが、その目的はどのようなことですか。(第 9 条)
- 【Q20】 公認審判員の登録は、どのように行いますか。(第 10 条、附則 2(3))

- 【Q21】 ライセンス制度を採用しない各都道府県の団体（審判員組織）も、所属する審判員の名簿を作成して、アマ規則委員会に提出しなければならないのでしょうか。（第9条、10条）
- 【Q22】 ライセンス制度を採用する各都道府県の団体（審判員組織）に所属している審判員は、必ずライセンスを取得しなければならないのでしょうか。また、ライセンスの取得を希望しない審判員についても、その各都道府県の団体（審判員組織）の名簿に氏名等を記載するのでしょうか。（第9条、10条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 【Q23】 ライセンス制度の運営資金は、どうするのでしょうか。
- 【Q24】 2014年にライセンス制度を2015年4月から実施すると決められましたが、当時は、各都道府県、各団体がそれぞれ固有の事情を抱え、時間的に難しかったのではないのでしょうか。（第13条）
- 【Q25】 「準備が整った団体からライセンス制度を採用していく」とのことですが、その間に各団体はライセンス制度とどのように関わっていくのでしょうか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 【Q26】 ライセンス制度における国際審判員の資格を取得しないと、国際試合には出場できない（派遣されない）とのことですが、現在の国際大会の開催状況はどのようになっていますか。
- 【Q27】 ライセンス制度の開始における各ライセンスの付与は、どのように行いましたか。（附則2（1）・（2）、附則3～附則6）
- 【Q28】 2015年4月のライセンス制度の開始より遅れてこの制度を採用する団体の取り扱いは、どうなりますか。（附則2（4）・（5））・・・・・・・・14
- 【Q29】 各団体の独自の資格制度との関係はどうなりますか。皆が皆、ライセンス制度の資格を取らないといけないのでしょうか。
- 【Q30】 ライセンス制度を導入するかどうかは、各団体が決めるのでしょうか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 【Q31】 ライセンス制度によって各団体の交流が始まると、優秀な人材が他の団体に奪われるという懸念があります。
- 【Q32】 ライセンス制度などの審判制度改革の中で「審判員が一つになる」ということを聞きますが、どういうことでしょうか。

【Q 1】 ライセンス制度を策定した背景は、どのようなことですか。

【A 1】 アマチュア野球の審判員を取り巻く環境は、「高齢化」や「人材確保が困難」などという問題に直面し、今までのように各団体が個々に対応していくことは得策ではないし、また、限界があるという声が高まってきました。

さらに、国際大会や全国大会には、全国の審判員の中から技術と熱意を持った審判員が選抜される制度をつくるべきであるとの意見も出てきました。

そこで、当時の日本アマチュア野球規則委員会（現在の一般財団法人全日本野球協会アマチュア野球規則委員会。以下「アマ規則委員会」）は、2008年4月からこれらの問題や課題に取り組み、将来の審判員制度のあるべき姿について検討を進め、審判制度改革の一策として「アマチュア野球規則委員会による公認審判員の資格制度」を策定しました。

【Q 2】 ライセンス制度の検討経過を教えてください。

【A 2】 ライセンス制度の検討経過の概要は、次のとおりです。

- 2008年2月、アマ規則委員会総会において、将来の審判員制度のあるべき姿などを検討するため、「審判制度研究会」を設置することが承認された。
- 2008年6月、アマチュア4団体（日本野球連盟、全日本大学野球連盟、日本高等学校野球連盟、全日本軟式野球連盟）の各団体から推薦された委員により「審判制度研究会」が設置され、検討を開始した（2009年11月までに8回の研究会を開催）。
- 2008年7月、各団体の審判員組織の実態を調査するためアンケート調査を実施した。

【アンケート調査送付先】

日本野球連盟、全日本大学野球連盟、日本高等学校野球連盟、全日本軟式野球連盟、全日本リトル野球協会、日本少年野球連盟（ボーイズリーグ）、日本ポニーベースボール協会、全日本少年硬式野球連盟（ヤングリーグ）、全国少年硬式野球協会（サリーグ）、日本硬式少年野球連盟（ジャパリーグ）、九州硬式少年野球連盟（フレッシュリーグ）

- 2009年12月、審判制度研究会がアマ規則委員会に「審判制度のあり方に関する答申」を提出した。答申の内容の実施については継続審議とされた。

【答申の内容】

- ① インストラクター制度の実施
- ② 審判組織の将来像

③ ライセンス制度の導入

④ アンパイア・スクールの設立

- 2010年2月、アマ規則委員会総会において、「審判制度のあり方に関する答申」の具体化を検討するために、アマチュア4団体の各会長の了解を得た上で「審判制度特別検討委員会」を設置することが承認された。
- 2010年4月、アマチュア4団体の各会長から推薦された2名ずつの委員（合計8名）で構成する「審判制度特別検討委員会」が設置され、答申の具体化に関する検討を開始した（2012年11月までに13回開催）。
- 2011年1月、インストラクター制度（「アマチュア野球規則委員会によるアマチュア野球審判員のためのインストラクターの育成および派遣実施要領」）を開始した。
- 2012年12月、アマ規則委員会において「ライセンス制度」（「アマチュア野球規則委員会による公認審判員の資格制度実施要領」）と「都道府県審判指導員制度」（「アマチュア野球規則委員会によるアマチュア野球審判員のための都道府県スーパーバイザーおよび都道府県インストラクターの育成実施要領」）について協議し、「都道府県審判指導員制度」の実施が承認された。
- 2013年2月、アマ規則委員会総会において「ライセンス制度」の実施が承認された。
- 2013年7月、アマ規則委員会総会において、「ライセンス制度」における1級審判員（55歳以下）および2級審判員（60歳以下）の年齢制限規定を廃止することが承認された。併せて、全国大会および地区大会の出場に関する年齢制限規定の新設も承認された。
- 2014年4月、全日本野球協会理事会において、ライセンス制度は平成27年4月開始を目途とすること、および審判員登録料制度は採用しないことが承認された。
- 2014年6月、全日本野球協会理事会において、ライセンス制度は2015年4月に開始すること、また、すべての審判員がライセンスの取得の有無にかかわらずアマチュア野球規則委員会に登録することが承認された。

【Q3】 アマチュア野球審判員の高齢化が進んでいることや、人材の確保が困難であるということは、本当ですか。

【A3】 各団体の審判員組織の実態を調査するため、2008年7月にアンケート調査を実施しましたが（【A2】を参照してください）、この回答の中で各団体が直面している問題として、ほとんどの団体が「高齢化が進ん

でいる」と「なり手がいない」を上位の二つとしています。

なお、各団体の回答を集計すると、審判員の総数は約 46,000 人、平均年齢は約 50 歳となっていました。(2018 年の集計では、総数は約 36,700 人、平均年齢は約 50 歳でした。)

【Q 4】 ライセンス制度を実施することにより、「高齢化」や「人材確保が困難」という問題は解決するのでしょうか。

【A 4】 審判員の「高齢化」や「人材確保が困難」という問題は、いろいろな事情がからんでいると思われますが、「野球が好きな若い人々」に「たくさん審判員になってもらう」ことによって、主な課題は解消できるのではないかと考えています。

しかし、「たくさん審判員になってもらう」ようになっても、「途中で辞めずに審判員を続けてもらう」ようにならなければ意味がありません。

そこで、居住地や所属団体に関係なく、熱意があって、知識と技術の優れた人材が、最短 6 年で国際大会や全国大会に出場可能な資格を取得できるという「夢の持てる制度」が必要であると考え、ライセンス制度を考案したものです。

なお、ライセンス制度を実施しただけでは、「高齢化」や「人材確保が困難」という問題を解決するのは難しいと考えます。現在協議が続けている「都道府県ごとの横断的な審判員組織」が設置されることや、アマチュア野球に携わるすべての人々がこの問題を真剣に考えることが必要です。

【Q 5】 ライセンス制度の目的を教えてください。(第 2 条第 1 項)

【A 5】 ライセンス制度は、アマチュア野球の審判員にライセンスを付与することにより、審判員の技術の向上や人材の確保などを図ることを目的としています。

【Q 6】 アマチュア野球の審判員は、ボランティアです。ボランティアにライセンスによる「階級」をつけることは、なじまないと考えます。

【A 6】 野球に限らず、アマチュアスポーツの「審判員」という立場の方々は、「そのスポーツが大好きなボランティア」と言えることができると思います。その一方で、アマチュアスポーツであってもレベルが上がっていくに従い競技性を帯びてきて、それをジャッジする審判員にも高い技術が要求されてくるのも事実です。

ライセンス制度は、ボランティアといえる全国の審判員がアマチュア野球を支えていく中で、国際大会や全国大会などの大舞台を目指す審判員に、その道のりを明らかにするとともに、統一した基準により知

識と技術を判定し、その大会にふさわしい審判員を選出する仕組みであると考えています。

なお、サッカーを始め、バスケットボール、バレーボール、ソフトボールなどの多くのアマチュアスポーツにおいて、審判員に関する資格制度が設けられています。

【Q 7】 全日本軟式野球連盟は独自の審判員の資格制度を持っていますが、この取り扱いはどうなるのでしょうか。(第2条第2項)

【A 7】 このライセンス制度は、それぞれの団体が独自に資格制度を作成し、運用することを妨げるものではありません。

【Q 8】 ライセンス制度における「ライセンス」の種別は、いくつに分かれていますか。(第4条第1項)

【A 8】 国際審判員、1級審判員、2級審判員および3級審判員の4段階に分かれています。

【Q 9】 各ライセンスに年齢制限はありますか。(第4条第1項～第5項)

【A 9】 この制度を策定した当初は、3級審判員を除く各ライセンスに年齢制限を設定しました。

しかし、その後の全国の審判員の方々との意見交換会において、年齢制限の設定は運用面で大きく不都合を生じること、また、資格はその審判員の技術に与えられるにもかかわらず、ある年齢に達した途端に降格することは合理性がないことなどの意見が多数寄せられました。そこで、1級審判員および2級審判員の年齢制限の規定を廃止することとしました。

変更後の各ライセンスの年齢制限は、次のとおりです。

種 別	年齢制限
国際審判員	50歳以下
1級審判員	な し
2級審判員	な し
3級審判員	な し

なお、1級審判員および2級審判員の年齢制限は廃止しましたが、各大会に出場できる年齢制限を新たに設定しました。詳しくは【A10】をご参照ください。

【Q10】 各ライセンスの出場可能な試合を教えてください。(第5条第1項～第4項)

【A10】 各ライセンスが出場できる試合は、次のとおりです。なお、1級審判

員および2級審判員の年齢制限は廃止しましたが、レベルの高い大会には審判員にも機敏な動きが求められることや、世代交代を促すことなどから、各大会に出場できる年齢制限を新たに設定しました。

大会種別	出 場 で き る 審 判 員
国際大会	国際
全国大会	国際、1級（55歳以下）
地区大会	国際、1級（60歳以下）、2級（60歳以下）
都道府県内大会	国際、1級、2級、3級

【Q11】 年齢制限の規定を詳しく教えてください。（第4条第6項および第5条第6項）

【A11】 年齢制限の規定は、その年齢に達した日の翌年度から適用することとしています。

なお、「年度」とは、ある年の4月1日から翌年の3月31日までの期間のことです。

【例】 Aさんは、2018年6月1日に55歳の誕生日を迎えた1級審判員と仮定します。

Aさんは、2019年4月1日はまだ55歳なので、この年の6月1日には56歳になりますが、55歳で迎えた2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日）までは、全国大会に出場することが可能です。

【Q12】 全国大会と1級審判員の関係（全国大会に出場できるのは55歳以下の1級審判員）は、決定でしょうか。（第5条第2項）

【A12】 資格制度を設けるからには、目標となる仕組みを作らないといけないと考えています。目標を明確にすることで、審判員の励みになり、透明性、公平性が保てると考えています。また、全国大会への出場という権威づけも図れます。

【Q13】 1級審判員の資格を持ち、かつ55歳以下でないと、全ての全国大会に出場できないことになるのでしょうか。（第5条第2項、附則7）

【A13】 ライセンス制度と各大会の出場資格との連動は、当面の間、大会を主催する団体が決めることになります。

例えば、日本野球連盟が「都市対抗は55歳以下の1級審判員とする」と決めた場合、現時点では日本野球連盟に登録している55歳以下の1級審判員以外は出場できなくなります。しかし、「他団体に所属している審判員でも55歳以下の1級審判員を都市対抗に選抜するよう

な仕組み」を作ることによって、都市対抗に出場することが可能になると考えています。

また、全日本軟式野球連盟の天皇賜杯野球大会のように、一つの都道府県で全国大会を開催するようなとき、その都道府県の1級審判員だけでは審判員が不足する場合、大会の主催者が「この全国大会の塁審は2級審判員でも可」などと決めれば対応可能と考えます。

【Q14】 ライセンスを取得した審判員は、その審判員が所属している団体（A）と異なる団体（B）が主催する大会に、出場することができますか。

（第5条第5項）

【A14】 団体Bが要請または容認すれば、出場することができます。

例えば、団体Bが開催する都道府県内大会の審判員が不足している場合、団体Aに公認審判員の応援を求めることが想定できます。

また、団体Bが全国大会を開催する際に、所属団体に限らず全国から1級審判員を選抜するシステムを作ることなども考えられます。

【Q15】 各ライセンスの認定要件や認定者などを教えてください。（第6条第1項～4項）

【A15】 各ライセンスの認定要件および認定者は、次のとおりです。

種別	認 定 要 件	認 定 講 習	
		講習開催者	評価者
国際	1級取得者	アマ規則委員会	公認インストラクター
1級	2級取得後3か年度経過	アマ規則委員会	公認インストラクター
			各都道府県の審判員組織役員など
2級	3級取得後3か年度経過	各都道府県の審判員組織	各都道府県の審判員組織役員など
3級	3級認定講習受講	各都道府県の審判員組織	各都道府県の審判員組織役員など

- ① 国際審判員は、1級審判員の中から別途作成する要件をクリアした審判員を、アマ規則委員会が認定します。
- ② 1級審判員になるためには、2級を取得してから2か年度が経過した後に、また、2級審判員になるためには3級を取得してから2か年度が経過した後に、それぞれ認定講習を受講し、所定の成績を得ることが条件となります。この「2か年度」の規定は、昇級するためにはある程度の経験と実績が必要であるとの考えから設定したものです。
- ③ 3級審判員になるためには、3級認定講習の受講を必須としました（受講すれば3級審判員に認定されます）。これは、審判員になる際に基本中の基本を身につけることが、その後のレベルアップに欠かせないと考えているからです。

- ④ 2級審判員と3級審判員の認定は、アマ規則委員会の委嘱を受けた各都道府県の審判員組織が行っていただくこととしました。
- ⑤ 上の表の「公認インストラクター」とは、「アマチュア野球規則委員会によるアマチュア野球審判員のためのインストラクターの育成および派遣実施要領」に基づく「インストラクター」のことです。
- ⑥ また、「各都道府県の審判員組織」とは、各都道府県において所属団体を超えた審判員組織がある場合はその組織のことをいい、その審判員組織がない場合は各審判員が所属する野球団体(連盟、協会等)のことを示します。

【Q16】 1級の認定講習を受けるためには2級審判員になってから2か年度、同様に2級の認定講習を受けるためには3級審判員になってから2か年度の期間が必要とのことですが、この規定を詳しく教えてください。
(第6条第2項・第3項)

【A16】 実施要領第6条第2項では「1級審判員は、2級審判員の認定を受けた日の属する年度を含む2か年度を経過した者のうち、・・・以下省略」と規定しています。この「認定を受けた日の属する年度を含む2か年度を経過した」とは、次のようなことになります。

Bさんは2018年の5月1日に、また、Cさんは2018年の9月30日に、それぞれ2級審判員に認定されたと仮定します。

- ① BさんとCさんは、2級審判員に認定された日は異なりますが、その認定された年度は「2018年度」(2018年4月1日から2019年3月31日まで)となります。
- ② BさんとCさんの場合、2018年度、2019度が「認定を受けた日の属する年度を含む2か年度」となりますので、2020年度以降(2020年4月1日以降)に1級審判員の認定講習を受講できることになります。

【Q17】 各ライセンスの認定講習について教えてください。(第7条)

【A17】 各ライセンスの認定講習については、「第7条(ライセンスの認定講習)に関わる細則」を作成・運用していて、その内容は次の表のとおりです。

なお、認定講習の評価者は、都道府県の審判員組織の統括者(部長や役員など)、都道府県スーパーバイザー、都道府県インストラクターなどの地域の人材を活用することとし、都道府県審判指導員研修会において、統一した評価基準の研修などを行っています。

種別	認定講習開催者	評価者	講習内容
国際	アマ規則委員会	公認インストラクター	筆記・実技
1級	アマ規則委員会	公認インストラクター 各都道府県の審判員組織の役員など	筆記・実技
2級	各都道府県の審判員組織	各都道府県の審判員組織の役員など	筆記・実技
3級	各都道府県の審判員組織	各都道府県の審判員組織の役員など	実技

【Q18】 公認審判員証の作成および交付は、どの組織が行いますか。(第8条)

【A18】 ライセンスの取得の有無にかかわらず、公認審判員証はアマ規則委員会が作成し、交付します。

【Q19】 公認審判員の名簿を作成するとのことですが、その目的はどのようなことですか。(第9条)

【A19】 公認審判員の名簿を作成する目的や管理の方法などは、次のとおりです。

- ① 常にアマチュア野球審判員の総数、各級における審判員の数、さらには各都道府県における審判員の数などを把握するため、審判員の名簿を作成します。
- ② ライセンスの種別に関係なく、公認審判員の名簿は、各都道府県の審判員組織が作成し、管理します。
- ③ 公認審判員が3級審判員の資格を取得したとき、また、2級審判員、1級審判員、国際審判員へと昇級したとき、各都道府県の審判員組織は、名簿の加筆・修正を行います。

なお、この制度の制定当初は公認審判員の個人票も作成することとしましたが、各都道府県の審判員組織の負担を軽減するため、個人票の作成は取りやめることとしました。

【Q20】 公認審判員の登録は、どのように行いますか。(第10条、附則2(3))

【A20】 公認審判員の登録は、【A19】の審判員名簿をアマ規則委員会に提出することで行うこととしました。

【Q21】 ライセンス制度を採用しない各都道府県の団体(審判員組織)も、所属する審判員の名簿を作成して、アマ規則委員会に提出しなければならないのでしょうか。(第9条、10条)

【A21】 公認審判員の名簿を作成する目的は、【A19】の①に記載したとおりです。アマチュア野球審判員の総数や各都道府県における審判員の数などを把握するため、ライセンス制度の採用・非採用に関わらず、審判員の名簿の作成および提出をお願いします。

【Q22】 ライセンス制度を採用する各都道府県の団体（審判員組織）に所属している審判員は、必ずライセンスを取得しなければならないのでしょうか。また、ライセンスの取得を希望しない審判員についても、その各都道府県の団体（審判員組織）の名簿に氏名等を記載するのでしょうか。（第9条、10条）

【A22】 全国の審判員の方々の中には、自分は別に全国大会に出なくてもいいし、他の団体の試合の審判ができなくてもいい、これまでどおり審判を続けられればそれでいいと思っている方もいるでしょう。もっともな話で、そういう審判員の方にも貴重な役割を担っていくことは間違いありません。

したがって、「二本の分岐した道」ができると考えています。ある人は、これまで所属してきた団体の中で、各都道府県内の審判ができればいいと考え、またある人は、自分は国際大会、全国大会に行きたい、他の団体の審判もやりたいので資格を取りたいと考える。個人が「二つの選択肢」のうちのどちらかを選ぶことができるわけです。

このように、ライセンスの取得は各審判員の考えが尊重されるわけですが、【A19】の①に記載した公認審判員の名簿作成の目的をご理解いただき、ライセンスを取得しない審判員の方も、所属する各都道府県の団体（審判員組織）の名簿に氏名等を記載していただくものです。

【Q23】 ライセンス制度の運営資金は、どうするのでしょうか。

【A23】 審判制度改革を進めていく上で、例えば審判員管理システムの開発・保守・運用の費用、ライセンス制度などの管理業務を行う人件費、公認インストラクターの派遣経費、さらには都道府県審判指導員制度にかかる経費などをいかに確保していくかが、大きな課題となりました。

そこで、公認審判員の登録料制度を検討しましたが、2014年4月の全日本野球協会の理事会において、審判制度改革にかかる費用は全日本野球協会の財源でまかない、登録料制度は採用しないこととされました。

【Q24】 2014年にライセンス制度を2015年4月から実施すると決められましたが、当時は各都道府県、各団体がそれぞれ固有の事情を抱え、時間的に難しかったのではないのでしょうか。（第13条）

【A24】 全国一斉に実施することは、難しい状況でした。そのため、2013年度は準備期間、2014年度に現在の審判員の移行格付け登録、そして2015年度に実施というように、2年間の準備期間を設けました。制度としては2015年度から施行して、準備が整った各都道府県の団体（審判員組織）からこの制度を採用してほしいと考えました。

【Q25】 「準備が整った団体からライセンス制度を採用していく」とのことです。

すが、その間に各団体はライセンス制度とどのように関わっていくのでしょうか。

【A25】 ライセンス制度の枠組み自体は用意して、準備ができた各都道府県の団体（審判員組織）からこの制度を採用していくという道筋を考えています。したがって、各都道府県で「所属団体を超えた横断的な審判員組織」ができないうち、あるいは、各審判員が所属する各都道府県の野球団体（連盟、協会等）がライセンス制度を採用しないうちは、所属団体以外の全国大会に出場したくても、1級審判員のライセンスがないので出られないということになります。（【A13】に記載したように、ライセンス制度と各大会の出場資格との連動は、当面の間、大会を主催する団体が決めることになります。）

また、国際審判員は1級審判員から選抜されますので、ライセンスを取得しない審判員は、国際大会には出場できないことになります。

【Q26】 ライセンス制度における国際審判員の資格を取得しないと、国際試合には出場できない（派遣されない）とのことですが、現在の国際大会の開催状況はどのようになっていますか。

【A26】 世界野球ソフトボール連盟（WBSC）はU-12、U-15、U-18、U-23、女子のワールドカップをカテゴリーごと隔年で開催しており、アジア野球連盟（BFA）はそれぞれの前年にアジア選手権、及びU12・U15・U18のアジア選手権、女子のアジアカップをワールドカップの予選を兼ねて開催しています。プレミア12は世界ランキングに基づきWBSCが出場国を指名しています。また、これら以外にも、国際大学スポーツ連盟（FISU）の世界大学選手権大会、日米大学野球選手権大会などが定期的に行われ、1年間に概ね5～8大会が世界各地で行われています。そして、2018年においては、9大会に18人の国際審判員が派遣され、世界各地で活躍しました。

【Q27】 ライセンス制度の開始における各ライセンスの付与は、どのように行いましたか。（附則2（1）・（2）、附則3～附則6）

【A27】 ライセンス制度の開始に当たって、ライセンス制度を採用する各都道府県の団体（審判員組織）が、現役の各審判員にライセンスを付与しましたが、各ライセンスの付与の要件などは、原則として次のとおりとしました。

種別	付 与 者	要 件 等		
		年 齢	大 会 出 場 経 験 等	
国際	アマ規則委員会	50歳以下		現在の国際審判員、その他
1 級	各都府県の審判員組織	なし	社会人	都市対抗、都市対抗2次予選 日本選手権、日本選手権代表決定戦
			大学	全日本選手権、明治神宮大会代表決定戦
			高校	全国選手権、選抜、秋季・春季の各地区大会
			軟式	国体、天皇杯、国体ブロック予選
2 級	各都府県の審判員組織	なし		地区大会に出場できる技術と見識を持った者
3 級	各都府県の審判員組織	なし		国際、1 級、2 級の各審判員を除く者

- 国際審判員は、アマ規則委員会がライセンスを付与しました。
- 1 級審判員から 3 級審判員までは、各都道府県の審判員組織がライセンスを付与しました。
- 全国大会または**地区大会**に出場経験ある審判員は、1 級審判員となります。
- 複数の団体に所属する審判員の場合、ある団体では（2 級審判員要件の）地区大会に出場経験があり、他の団体では（3 級審判員要件の）都道府県内大会の出場にとどまっているケースでは、上位の大会の出場経験を優先します。したがって、この場合はアマ規則委員会が調整して 2 級審判員を付与しました。

【Q28】 2015 年 4 月のライセンス制度の開始より遅れてこの制度を採用する団体の取り扱いは、どうなりますか。（附則 2（4）・（5））

【A28】 ライセンス制度は平成 2015 年 4 月 1 日から実施しますが、各都道府県の団体（審判員組織）において、2014 年 10 月末日までに所属する審判員へライセンスの付与を行っていただきます。その際の要件などについては、上記の【A27】に記載しました。

この要件は、2018 年 3 月 31 日（制度開始から 3 年間）までにライセンス制度を採用する場合は適用できることとしました。

しかし、いつまでも猶予期間があっては制度そのものが形骸化してしまいますので、2018 年 4 月 1 日以降にライセンス制度を導入する場合、その団体（審判員組織）に所属する審判員は全て 3 級審判員として登録されることになります。

【Q29】 各団体の独自の資格制度との関係はどうなりますか。皆が皆、ライセンス制度の資格を取らないといけないのでしょうか。

【A29】 「全員が一つの資格制度に属する」というのが究極の理想です。しかし、そこにたどりつくには時間と大きなエネルギーが必要です。実際、

審判員の中には、例えば自分は別に全国大会に出なくてもいいし、他の団体の試合の審判ができなくてもよい、これまでどおり審判を続けられればそれでいいと思っている人もいるでしょう。もっともな話で、そういう審判員の方にも貴重な役割を担っていくことは間違いありません。

したがって、「二本の分岐した道」ができると考えています。ある人は、これまで所属してきた団体の中で、各都道府県内の審判ができればいいと考え、またある人は、自分は国際大会、全国大会に行きたい、他の団体の審判もやりたいので資格を取りたいと考える。個人が「二つの選択肢」のうちのどちらかを選ぶことができるわけです。

このように、団体独自の制度は廃止する必要はなく、うまくライセンス制度と協調・連動できると考えています。

【Q30】 ライセンス制度を導入するかどうかは、各団体が決めるのでしょうか。

【A30】 審判組織の一本化を含め、ライセンス制度についても、中央の統括団体（日本野球連盟などのアマチュア4団体）というより、各都道府県の団体（審判員組織）において意思決定することになります。現場に行けばいくほど、一つになろうという動きがあります。それだけ審判員不足、高齢化が進んでいます。

したがって、ライセンス制度の導入については、中央の統括団体が決定し、指示するというものではなく、問題に直面している現場である各都道府県の団体（審判員組織）において、将来を見据えて決めればいいことと考えます。

【Q31】 ライセンス制度によって各団体の交流が始まると、優秀な人材が他の団体に奪われるという懸念があります。

【A31】 その考え方には、疑問があります。いい人材ほど高い目標にチャレンジする機会を与えるべきではないでしょうか。指導的立場にある方の役割は、人材を塩漬けにするのではなく、いかにその人材を育成・飛躍させるかということではないかと考えます。徐々に各団体間で交流を深めていけば、解決できるのではないのでしょうか。

【Q32】 ライセンス制度などの審判制度改革の中で「審判員が一つになる」ということを聞きますが、どういうことでしょうか。

【A32】 決して審判員だけ集まって圧力団体を作ろうというものではありません。各団体の審判部は、諸事項を徹底する、下におろしていく上では、必要不可欠な組織です。それはそのまま存続していただきます。そして、審判員が横断的に集まる組織を作ること、将来的に、

- ① 登録の一本化
- ② 審判員の融通、交流を図る
- ③ ライセンス業務をつかさどる
- ④ 技術の向上に関する情報交換、講習会・研修会等の企画、実施を行う

といった業務を行っていきます。審判員を融通しあうことで、審判員の高齢化・不足といった問題を解消し、審判技術の共有を深め、審判員の活性化を図ろうというものです。